令和6年度 地域住民との協働による防災まちづくり支援業務委託

(令和5年度開始地区)

プロポーザル評価委員会設置要綱

(目的)

第1条 令和6年度 地域住民との協働による防災まちづくり支援業務委託(令和5年度開始地区)に係る契約事務の公正かつ適正な執行を確保するため、令和6年度 地域住民との協働による防災まちづくり支援業務委託(令和5年度開始地区)プロポーザル評価委員会(以下「委員会」という。)を設置し、プロポーザル方式による企画提案の公正・公平な審査を行い、受託予定者の選定を行う。

(組織)

- 第2条 委員会の委員は次の各号の職にある者をもって充て、委員長は、まちづくり局市 街地整備部長をもって充てる。
 - (1) まちづくり局市街地整備部長(審査委員長)
 - (2) まちづくり局総務部企画課長
 - (3) まちづくり局市街地整備部防災まちづくり推進課長
 - (4) 市民文化局コミュニティ推進部協働・連携推進課長
 - (5) 市民文化局コミュニティ推進部区政推進課長
- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長が事故その他の事由により職務を遂行できないときは、他の委員の互選により 選ばれた委員がその職務を代行する。

(会議等)

- 第3条 委員会は、必要に応じて委員長が召集する。
- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ開催することができない。
- 3 委員は、会議に出席できないときは、指名する者を代理で会議に出席させることができる。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は、委員長の決するところによる。

(所掌事務)

- 第4条 委員会は、次に掲げる事項について審査・評価等を行う。
 - (1) 公募参加事業者からの企画提案に係る審査・評価に関すること。
 - (2) 前号の審査・評価結果に基づく受託予定者の選定に関すること。
 - (3) その他必要な事項に関すること。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、まちづくり局市街地整備部防災まちづくり推進課において処理 する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営などについて必要な事項は、委員長 が委員会に諮り定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年3月27日 (ホームページ公開日) から施行する。 (失効)
- 2 この要綱は、受託予定者が選定され、契約に至った日にその効力を失う。